



HOTEL SANDERSON

宿泊約款 利用規約

宿泊約款

【適用範囲】

第1条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

【宿泊契約の申し込み】

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要とする事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し入れがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込を承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで、賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。

3. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

第4条

1. 前項第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当ホテルが、前条2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第5条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められたとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

【宿泊客の契約解除権】

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除

したときを除きます。)は、別表第2項に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約が宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

第7条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行伊をしたと認められたとき
 - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4) 天災等、不可抗力に起因する事由により宿泊できなくなったとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき(都道府県の規定にもとづく)
 - (6) 当ホテルが指定する場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (7) 暴力団、暴力団員またはその関係者その他反社会的勢力であるとき。
 - (8) 暴力団員または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
 - (9) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき。
 - (10) とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をしたとき。
 - (11) 支払い能力がないと認められたとき。
 - (12) 不審な挙動をしたとき。
 - (13) 国及び自治体条例の規定する場合に該当するとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国及び入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第11条の料金の支払を、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝1時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 午後1時まで・・・室料金の20%
 - (2) 午後2時まで・・・室料金の50%
 - (3) 午後3時以降・・・室料金の全額

【利用規則の遵守】

第10条

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規約に従っていただきます。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

【料金の支払い】

第11条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

第12条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補填料を宿泊客に支払い、その補填料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補填料を支払いません。

【契約した客室が提供できないときの取り扱い】

第13条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て出来る限り同一の条件による他の施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の施設を斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

第14条

1. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失により損失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客があらかじめ種類及び価格の明示のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第15条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め6ヶ月間保管し、その後、法の規定に基づいて処分させていただきます。
3. 第2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管につ

いての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第2項の規定に準ずるものとします。

【駐車場の責任】

第16条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

第17条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は、当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. **当ホテル施設内(屋外敷地内の指定喫煙場所を除き)はすべて禁煙のため、**客室内での煙草の吸殻が発見されたときや煙草臭が確認されたとき等、客室での喫煙が判明した際は、消臭作業や寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を申し受けます。
又、それら補修等のために当該客室を販売できないことによる損害を営業補償として請求させていただきます。**(別表3)**

【免責事項】

第18条

1. 当ホテル内のコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

【支配する国語】

第19条

1. 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

【約款の変更】

第20条

1. 当ホテルは必要と認めた場合、この約款の改定を行なう事が出来ます。

別表 1

宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第11条第1項関係）

		内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 室料
	追加料金	② 飲食料 ③ その他の利用料金
	税金	④ 消費税

別表 2

違約金（第6条第2項関係）

取消日

個人	9日前から2日前 -	前日 -	当日 100%
団体 (10名以上)	14日前から8日前 30%	前日 50%	当日 100%

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（10名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込をお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. 不泊の場合は基本宿泊料の金額を違約金として申し受けます。

別表 3

営業損害賠償金（第17条第2項関係）

客室内喫煙によるクリーニング代	1室につき2万円（税込）
客室内喫煙による客室売止費用	客室売止日数×2万円（税込）

（注）客室売止日数は当ホテルの判断により実際に販売を差し控えた日数とします。ただし、上限を10日分とします。

利用規約

当ホテルではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条にもとづいて、次の通り利用規約を定めておりますのでお守りください。若し遵守いただけない場合には、宿泊約款第5条により、やむを得ずご宿泊並びにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げることもございます。

又事故のおきた場合にはお客様に責任のご負担をいただき、当ホテルはその責任を負わないこともございますのでご留意くださいますように、お願い申し上げます。

1. 貴重品

- 1) 現金・貴重品の保管はフロントでは致しかねます。
- 2) 客室での現金貴重品の紛失に関しては、ホテルは責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

2. 部屋の鍵

- 1) ご滞在中お部屋から出られる際は施錠をご確認ください。
- 2) オートロックではございません。
- 3) 外出される際は、フロント係員に鍵をお預けください。
- 4) 鍵をフロントでお受け取りになられる時は宿泊者カードを係員にお示しください。
- 5) ホテル内の施設等のご利用に際し、会計伝票にご署名される場合はご宿泊室の鍵を係員にご提示ください。
- 6) 在室中及び修身の際は必ずドアの「ドアフック」をお掛けください。

3. 来訪者

- 1) 来訪者があった時は「ドアフック」を掛けたままだアを開けてご確認ください。又、不審者と思われる場合はフロントデスク（ダイヤル8）にご連絡ください。
- 2) 訪問者との客室内でのご面会は、ご遠慮願います。

4. 客室内

- 1) 客室よりの避難経路図は、客室入口ドアの内側に掲示してございますので、万一の場合に備えて非常口の位置をご確認ください。
- 2) 客室をホテルの許可なく営業行為、事務所、パーティーなど宿泊以外の目的にご使用なされないでください。
- 3) ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、客室内に造作を施したり或いは改造したりしないでください。
- 4) ホテルの外観を損なうようなものを窓際に置かないでください。
- 5) タオル等は備え付けの物でございますのでお持ち帰りはご遠

慮願いたします。

5. 駐車場

お一人様1泊1台無料。2台目以降不可。

6. 預かり物

- 1) お預かり者の保管期間は、特にご指定のない限り下記の通りとさせていただきます。保管期間を経過したお預かり物は、法の規定に基づいて処分させていただきますのでご承知ください。

フロントにてのお預かり物・・・1ヶ月

遺失物・・・・・・・・・・・・・・・・3ヶ月

7. ホテル内及びホテル敷地内での他のお客様並びに対する迷惑行為並びに下記の持込はご遠慮ください。

- 1) 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物
- 2) 発火又は引火性のもの
- 3) 悪臭を発するもの
- 4) その他法令で所持を禁じられているもの
- 5) とばくや風紀を乱すような行為又は他のお客様並びに当ホテル関係者の迷惑になるような言動
- 6) ナイトウェア、スリッパでのフロント周辺及びレストランの立ち入り
- 7) 客室備品の移動又は使用目的以外の利用
- 8) 広告、宣伝物の配布、物品の販売等
- 9) 廊下やロビー等に所持品を放置

8. 防災・防犯・安全

- 1) 当ホテルでは喫煙場所以外での喫煙を固くお断りいたします。
- 2) 緊急事態あるいはやむを得ない事態が発生しない限り、ホテル従業員エリア・非常階段・屋上等お客様用以外の施設には立ち入らないでください。
- 3) 当ホテルで火事・地震・停電等が発生した際は、ホテルスタッフ及び館内放送の指示に従ってください
- 4) 体調がすぐれないときは、お近くのスタッフにご相談ください

9. その他

- 1) 不可効力以外の事由により当ホテルの施設・家具・備品等を破損又は損傷、紛失、あるいは汚染された場合には、相当額を弁償していただきます。
- 2) 自然災害による損害の発生、大規模障害、感染症の蔓延、施設の故障などの不明の事態、あるいは国、自治体などの命令または指示、その他不可抗力事由などのやむを得ない事由により当ホテルをご利用いただくことが出来ない場合がございます。
- 3) 当ホテルは本規則を予告なく変更・改定できるものとします。